

令和元年9月20日、志賀町役場議場において本会議を再開した。

(午後2時00分 開議)

(出席議員 14名)

1番	表	谷	茂	浩
2番	中	谷	松	助
3番	福	田	晃	悦
4番	稲	岡	健	太郎
5番	南		正	紀
6番	寺	井		強
7番	堂	下	健	一
8番	南		政	夫
9番	越	後	敏	明
10番	田	中	正	文
11番	富	澤	軒	康
12番	櫻	井	俊	一
13番	林		一	夫
14番	久	木	拓	栄

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町	長	小	泉	勝						
副	町	長	庄	田	義	則				
教	育	長	間	嶋	正	剛				
参		与	新	田	辰	巳				
総	務	課	長	浜	村	大				
富	来	支	所	長	本	吉	茂	樹		
企	画	財	政	課	長	山	下	光	雄	
情	報	推	進	課	長	門	口	和	彦	
税	務	課	長	岡	部				亮	
住	民	課	長	西					清	孝
健	康	福	祉	課	長	高	野			正
環	境	安	全	課	長	宮	下			隆

商工観光課長	荒川 仁
農林水産課長	大谷 清樹
まち整備課長	関田 勝行
富来病院事務長	川畑 智
会計管理者(会計課長)	北 富美夫
学校教育課長	山口 勝好
生涯学習課長	平井 清

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	出崎 茂男
議会事務局参事	前田 稔
議会事務局主幹	坂上 大輔

(議事日程)

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 町長提出 議案第49号ないし第70号及び認定第1号ないし第11号並びに請願第7号及び第8号(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 3 町長追加提出 同意第2号(提案理由説明、質疑、委員会付託、討論、採決)
- 日程第 4 議員提出 発議第6号ないし第8号(趣旨説明、質疑、委員会付託、討論、採決)
- 日程第 5 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

(開 議)

寺井強議長 ただ今の出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 諸般の報告

寺井強議長 日程に入り、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告を終わります。

日程第2 町長提出 議案第49号ないし第70号及び認定第1号ないし第11号並びに請願第7号及び第8号（委員長報告、質疑、討論、採決）

寺井強議長 次に、町長提出 議案 第49号ないし第70号及び認定 第1号ないし第11号並びに請願 第7号及び第8号を、一括して議題とします。以上の各件の委員会における審査の経過及び結果について、委員長の報告を求めます。

寺井強議長 総務産業建設常任委員会委員長 福田晃悦君。

福田晃悦総務産業建設常任委員会委員長 はい、議長。

総務産業建設常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会において、本委員会に付託されました議案9件と請願2件について、12日に委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過及び結果について、ご報告申し上げます。

議案第59号 志賀町コミュニティバスの運行に関する条例の一部を改正する条例については、現在 運行実験中の増穂線予約制のりあい交通の本格運行に向け、所要の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

続いて、議案第60号 志賀町一般職の職員の給与に関する条例及び志賀町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例については、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律において、地方公務員法の一部が改正され施行されることに伴い、所要の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

続いて、議案第63号 志賀町大島キャンプ場条例の一部を改正する条例については、新管理棟の供用開始にあたり、2号管理棟の位置を変更すると共に、利用料金に自転車の利用区分を追加するための改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

続いて、議案第64号 志賀町営住宅管理条例の一部を改正する条例については、領家町第1住宅の用途廃止及び解体撤去に伴い、改正するものとの説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

続いて、議案第65号 志賀町地域優良賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例については、完成予定のますほの丘住宅ファミリー棟の管理規定を定めるため、

所要の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

続いて、議案第66号 志賀町給水条例の一部を改正する条例については、水道法の一部改正に伴い、指定給水装置工事事業者の指定期間が5年の更新制となることから、手続きに係る手数料を定めるものとの説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

続いて、議案第68号から第70号までの3議案は、町道路線の変更についてであり、現地で確認を行い、担当課から詳細な説明を受け、採決の結果、いずれも全会一致で可決すべきものと決しました。

最後に、請願第7号 国に対し「消費税率引き上げの中止を求める意見書」の提出を求める請願及び請願第8号 豚コレラ感染に関する抜本的な対策を国に求める意見書の提出を求める請願については、紹介議員から請願者の願意の説明を受け、審査した結果、いずれも賛成少数で不採択すべきものと決しました。

以上、総務産業建設常任委員会委員長報告といたします。

寺井強議長 教育民生常任委員会委員長 林一夫君。

林一夫教育民生常任委員会委員長 はい、議長。

教育民生常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会で付託されました議案5件について、13日に委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査しましたので、ご報告申し上げます。

まず、議案第57号 志賀町印鑑条例の一部を改正する条例については、法令等の改正に伴い、旧氏の記載等について、所要の改正を行うものであり、また併せて、印鑑登録証明書の個人番号カードによる交付申請について、および性別欄の削除について、所要の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

続いて、議案第58号 志賀町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例については、法令等の改正に伴い、災害援護資金の償還等について、所要の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

続いて、議案第61号 志賀町手数料条例の一部を改正する条例については、住民票の写しなどの各種証明書にかかるコンビニ交付サービスの導入にあたり、所

要の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

続いて、議案第62号 志賀町保育所条例の一部を改正する条例については、本年10月から幼児教育・保育無償化が実施されることに伴い、所要の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

最後に、議案第67号 志賀町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例については、法令等の改正に伴い、消防団員の欠格条項について、所要の改正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、教育民生常任委員会委員長報告といたします。

寺井強議長 予算決算常任委員会委員長 田中正文君。

田中正文予算決算常任委員会委員長 はい、議長。

予算決算常任委員会委員長報告いたします。

今定例会において、予算決算常任委員会に付託された令和元年度各会計の補正予算にかかる議案8件及び平成30年度各会計決算にかかる認定11件について、去る11日、17日、18日の延べ3日間にわたり委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査致しましたので、その経過及び結果についてご報告申し上げます。

本委員会につきましては、議長を除く全議員で構成された委員会でありますので、審査経過については、省略させていただきますが、審査にあたっては、住民福祉の観点はもとより、事業費の適正な支出や行政効果等も含め、各事業の効率的執行など、全般にわたって検討を加え、審査したところであります。

その結果、認定第1号、第2号、第4号ないし第7号につきましては、賛成多数、その他の案件については、全会一致により、可決または認定すべきものと決した次第であります。

町執行部におかれましては、令和元年度予算の執行及びこれから取りかかる新年度予算の編成には、本委員会の審査において出された意見や要望などを十分考慮され、事業の必要性、緊急性や費用対効果を十分検討し、住民福祉の向上に努めていただくとともに、行財政改革を不断に実行し、健全で計画的な財政運営を図られるよう要望しまして、予算決算常任委員会委員長報告といたします。

寺井強議長 委員長報告を終わります。

(質 疑)

寺井強議長 これより、委員長報告に対する質疑を許します。

(発言なし)

寺井強議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(討 論)

寺井強議長 これより、各件に対する討論に入ります。

町村議会の運営に関する基準第98条により、討論は一括して行うことを許します。まず、原案に反対者の発言を許します。

中谷松助議員 はい、議長。

寺井強議長 2番 中谷松助君。

中谷松助議員 日本共産党の中谷松助です。私は第3回定例会に上程されました認定第1号 平成30年度志賀町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 平成30年度志賀町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 平成30年度志賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号 平成30年度志賀町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号 平成30年度志賀町地域し尿処理施設整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第7号 平成30年度志賀町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、いずれも反対の立場から討論を行います。そして続く請願第7号 国に対し消費税率引き上げの中止を求める意見書の提出を求める請願、請願第8号 豚コレラ感染に関する抜本的な対策を国に求める意見書提出を求める請願については、いずれも賛成の立場から討論を行います。

まず認定第1号 平成30年度志賀町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。本決算には沢山の積極的、先進的施策が実施されており、おおいに評価されるものでありますが、ただ、この中に任意の団体、志賀原子力発電所環境安全対策協議会に対する補助金が含まれています。事実上の原発推進団体への補助は、到底町民の理解を得られるものではありません。よって本決算認定には反対といたします。

次に、認定第2号 平成30年度志賀町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。本決算には一部、多子世帯での税額アップがありましたので、反対いたします。

次に、認定第4号、5号、6号は、平成30年度志賀町公共下水道事業等特別会計歳入歳出決算認定についてであります。これはいずれも旧志賀地域下水道料金の値上げに基づく決算をしていますので、反対いたします。

次に、認定第7号 平成30年度志賀町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、第1号被保険者、いわゆる65歳以上の高齢者の保険料を一か月あたり360円アップしたことに基づいた決算をしていますので、反対いたします。

次に、請願第7号 国に対し「消費税率引き上げの中止を求める意見書」の提出を求める請願についてであります。政府は来月10月からの消費税10パーセントへの引き上げ実施の姿勢を崩していません。消費税の増税が参議院選挙で信任を得たという言い分は通用しません。実質賃金は伸びず、家計消費の低迷が続き消費不況の影響が景気後退となってはっきりと表れています。年金は当てにするな、2千万円貯金しなさい、そして消費税の増税、たまったものではありません。増税と同時にポイント還元も、複雑な軽減税率の導入も、名ばかりの軽減であり、混乱の拡大は必至であります。政府は景気の下振れリスクには躊躇することなく対策をとると言いますが、効果の薄い対策に巨費を投ずるぐらいなら、増税そのものを止めるべきです。消費税は消費不況を招き、低所得者ほど税負担が重くなる最悪の不公平税制であります。子どもの貧困と、格差の解消にも逆行するもので、このまま税率引き上げを強行するなら地域経済はますます疲弊し、中小企業や、小規模事業者の営業が立ち浮かなくなり、新たな雇用不安を招くなど町民生活への影響は計り知れません。多くの国民は津々浦々で、こんな時に消費税を上げるのか、といった批判の声を上げています。消費税生活費非課税、法の負担の税制原則に立ち返り、10月からの消費税10パーセントへの引き上げ中止を求める請願に賛成をするものであります。

次に、請願第8号 豚コレラ感染に関する抜本的な対策を国に求める意見書提出を求める請願についてであります。家畜伝染病の豚コレラが拡大を続けています。被害の終息、養豚農家や関連業者の生活と経営を守る抜本策を求める声広がっています。豚コレラ発生に伴う殺処分の影響は甚大で養豚農家が新たに豚を

飼育出荷して収入を得るまで1年半近く要すると言われ、豚コレラの感染拡大を阻止することと合わせて、養豚農家への国の全面的な補償策は、日本の食糧受給率向上に絡んだ死活的課題であります。全国知事会は被害の拡大を受けて7月25日国家レベルでの危機事案としてあらゆる手段を行使し、一刻も早く事態の終息を図るよう求める緊急提言を行いました。日本養豚協会をはじめ、主要な養豚県の養豚団体、日本養豚開業獣医師会などの関係団体などが、地域を限定した緊急ワクチン接種を行うべきと訴えています。今日の状況に即して、弾力的にワクチン使用を認める決断をすべき段階に至っていると考えます。そんな中本日新たな進展がある模様であります。だからこそ県下でもっとも頭数が多いと言われる本町からも声を上げようではございませんか。よって国として豚コレラ対策を抜本的に拡充することを求める請願には賛成をするものであります。

以上で私の反対と賛成の討論とさせていただきますが、どうか議員各位におかれましては、特段の配慮を賜りますようお願いを申し上げます。私の討論と致します。ありがとうございました。

寺井強議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

寺井強議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

寺井強議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

寺井強議長 ほかにありませんか。

討論を終結します。

(採 決)

寺井強議長 これより、採決します。

まず、町長提出 議案第49号 令和元年度志賀町一般会計補正予算第3号についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

寺井強議長 起立全員。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第50号 令和元年度志賀町国民健康保険特別会計補正予算第1号についてないし、議案第56号 令和元年度志賀町立富来病院事業会計補正予算第1号についてを一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

寺井強議長 ご異議なしと認めます。よって、各案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案 第57号志賀町印鑑条例の一部を改正する条例についてないし、議案 第67号志賀町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

寺井強議長 ご異議なしと認めます。よって、各案は、委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案 第 68 号志賀町道路線の変更について町道第 307 号堀松清水北吉田線ないし、議案第 70 号 志賀町道路線の変更について町道第 742 号雨谷線を一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

寺井強議長 ご異議なしと認めます。よって、各案は、委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 認定第1号 平成 30 年度志賀町一般会計歳入歳出決算認

定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は、原案認定であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立12名)

寺井強議長 起立多数。よって本件は委員長報告のとおり認定されました。

続いて、町長提出 認定第2号 平成30年度志賀町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は、原案認定であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立12名)

寺井強議長 起立多数。よって、本件は、委員長報告のとおり認定されました。

続いて、町長提出 認定第3号 平成30年度志賀町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は、原案認定であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

寺井強議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は、委員長報告のとおり、認定されました。

続いて、町長提出 認定第4号 平成30年度志賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は、原案認定であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに、賛成諸君の起立を求めます。

(起立12名)

寺井強議長 起立多数。よって本件は委員長報告のとおり認定されました。

続いて、町長提出 認定第5号 平成30年度志賀町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は、原案認定であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 12 名)

寺井強議長 起立多数。よって本件は委員長報告のとおり認定されました。

続いて、町長提出 認定第 6 号 平成 30 年度志賀町地域し尿処理施設整備事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は、原案認定であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 12 名)

寺井強議長 起立多数。よって本件は委員長報告のとおり認定されました。

続いて、町長提出 認定第 7 号 平成 30 年度志賀町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は、原案認定であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 12 名)

寺井強議長 起立多数。よって本件は委員長報告のとおり認定されました。

続いて、町長提出 認定第 8 号 平成 30 年度志賀町立診療所事業特別会計歳入歳出決算認定についてないし、認定 第 11 号 平成 30 年度志賀町立富来病院事業会計決算認定についてを一括して採決します。

お諮りします。

以上の各件に対する委員長の報告は、原案認定であります。

各件は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

寺井強議長 ご異議なしと認めます。よって、各件は、委員長報告のとおり、認定されました。

続いて、請願の採決を行います。

まず、請願第 7 号 国に対し「消費税率引き上げの中止を求める意見書」の提

出を求める請願を採決します。

本請願に対する委員長の報告は、不採択であります。本請願は、採択すること
に、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立2名)

寺井強議長 起立少数。よって本請願は不採択と決しました。

続いて、請願第8号 豚コレラ感染に関する抜本的な対策を国に求める意見書
提出を求める請願を採決します。

本請願に対する委員長の報告は、不採択であります。

本請願は、採択すること、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立3名)

寺井強議長 起立少数。よって本請願は不採択と決しました。

日程第3 町長追加提出 同意第2号(提案理由説明、即決)

寺井強議長 次に、本日、町長から追加提出のありました、同意第2号を議題とします。

本件に対する提案理由の説明を求めます。

小泉町長。

小泉勝町長 はい、議長。

去る9月3日に提出しました案件に追加して、本日提出することをお認めいた
だいた、人事案件にかかる同意1件について、その概要をご説明申し上げます。

同意第2号 志賀町教育委員会委員の任命については、本年10月21日をもって、
志賀町教育委員会委員の任期が満了となる、末吉の保々稔氏を再任するにあたり、
議会の同意を求めるものであります。

以上で追加提案の説明を終わりますが、議員各位におかれましては慎重なるご
審議の上、適切なるご決議を賜りますようお願いを申し上げます。

寺井強議長 説明を終わります。

お諮りします。

本件については、急施事件及び人事案件につき、この際、質疑、委員会付託及
び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

寺井強議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は、直ちに採決することに決しました。

これより採決します。

本件の採決は、起立によって行います。

本件は、志賀町末吉小崎保々稔氏の志賀町教育委員会委員の任命に付き、同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

寺井強議長 起立全員。よって、本件は同意されました。

日程第4 発議第6号ないし第7号（趣旨説明・質疑・委員会付託・討論、採決）

寺井強議長 次に、本日富澤軒康君ほか2名から提出のありました発議第6号ないし、福田晃悦君ほか2名から提出のありました発議第8号を、一括して議題とします。各案の提出者から、順次、説明を求めます。

寺井強議長 11番 富澤軒康君。

富澤軒康議員 はい、議長。

富澤軒康議員 今回提出致しました発議第6号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の説明をいたします。

人口減少の著しい地域社会において、活力が低下し生産機能及び生活環境の整備等が、他の地域と比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要なおかつ重要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、住民福祉の向上、さらには雇用の拡大、地域間格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的として、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法が制定され、以来4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施されてきました。過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところであります。過疎地域では、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、これにより、森林管理の放置による森林の荒廃や、たび重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面をしております。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史や文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、そしてまた国

土・自然環境の保全、いやしの場の提供、森林による地球温暖化の防止など多大な貢献をしております。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものであります。

現行の過疎地域自立促進特別法は令和3年3月末をもって失効することとなりますが、過疎地域が果たしている多面的・公益的な機能を今後とも維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要であります。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実・強化させることが必要であります。

よって、国におかれましては、新たな過疎対策法を制定するよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、志賀町議会から国及び関係機関に対して本意見書を提出するものであります。

議員各位におかれましては、重要な要望案件とのご理解のもと、提案趣旨をご理解され、ご賛同いただきますようお願い申し上げます、本件の主旨説明とさせていただきます。

寺井強議長 5番 南正紀君。

南正紀議員 はい、議長。

5番 南正紀です。今回提出しました、発議第7号 豚コレラ対策の強化を求める意見書につきましてその趣旨をご説明致します。

昨年9月、国内で26年ぶりに豚コレラが発生して以降、関係者による懸命な防疫措置や拡大防止対策にもかかわらず、7府県の農場で感染が確認され、13万頭を超える豚の殺処分を余儀なくされています。

このようななか、本県におきましても、今年8月、感染確認検査を実施した野生イノシシから、豚コレラウイルスの陽性が確認され、県内の養豚農家においては、先の見えない状況に日々緊張を強いられております。

本県では、養豚場での感染防止に向けて養豚事業者の防疫体制を強化するため、

豚コレラ感染イノシシの侵入防止対策や、養豚事業者への防疫対策への支援強化を図るとともに、野生イノシシの捕獲強化や、経口ワクチンの散布を行っているところでありますが、国の知見に基づく効果的な対策の推進が必要不可欠であります。

今般、急転直下、農林水産省はワクチン接種の方針を固めましたが、対象地域は発生地周辺とし、具体的な地域については言及されておりません。また、仮にワクチン接種を行ったとしても、ウイルスを媒介した猪がいる限りウイルスの撲滅は困難であり、本件の終息は全く見通せない状況であります。よって、国におかれましては、豚コレラの一刻も早い沈静化と、本県のみならず我が国養豚産業の維持・発展が図られるよう、以下の措置を講ずるよう強く要望致します。

1 感染経路や発生原因を早急に解明し、一刻も早い事態の終息を図ること。

2 養豚農家が行う防疫対策強化の取り組みに対するいっそうの支援の充実を図ること。

3 国主導のもと感染イノシシの撲滅に向けた対応方針を決定し、経口ワクチンの重点散布帯の構築や、さらなる捕獲強化など広域対応の強化を図ること。

4 複数個所や広範囲での発生に備えた獣医師の確保、広域的な支援体制を構築すること。

5 発生養豚農家に対する手当金の早期支給に加え、無利子、保証料なしの融資制度を創設するなど、発生養豚農家や制限区域内の農家に対して、経営再建に向けた最大限の支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、志賀町議会から国及び関係機関に対して本意見書を提出するものであります。議員各位におかれましては、重要な要望案件とのご理解のもと、提案趣旨を十分ご理解され、ご賛同いただきますようお願い申し上げます、本件の主旨説明といたします。

寺井強議長 3番 福田晃悦君。

福田晃悦議員 はい、議長。

3番 福田晃悦です。今定例会に提出しました発議第8号 教職員定数改善と教育予算拡充を求める意見書について説明をいたします。

次代を担う子ども達の健やかな成長は、すべての大人たちの願いであり、子ども達が全国どこに生まれ、どんな家庭環境で育ったとしても、等しく良質な学校

教育を受けられるようにすることは、私たち大人、そして国の責務です。

高い水準の豊かな教育を実現するためには教職員の資質の向上と数の充実が不可欠であり、とりわけ近年学校や子ども達を取り巻く環境は、ますます多様化、複雑化、困難化をしており、教員の多忙化も問題化しております。こうした状況に対処するためには、教職員の指導体制の充実と、教員以外の人材の活用をさらに一体的に推進していくことが非常に有効な手段であると考えます。

めまぐるしく社会が変化する時代にあって、今必要なのは、日本の未来を担う子ども達の力をきめ細かな指導によって育てることと、その教育の投資です。

子ども達一人ひとりに向き合ったきめ細かな教育を継続的に実現していくには、山積する教育問題の解決を図り、少人数学級など教育環境を充実させ、学びの質を高める為に、教職員定数の計画的改善とともに、教育予算の拡充が求められております。

よって国におかれましては、子どもの豊かな学びを保障するために教職員定数改善計画の策定実施と教育予算の拡充を、地方自治法第99条により、志賀町議会から国及び関係機関に対して意見書を提出するものであります。

議員各位におかれましては、将来を担う子ども達にかかる重要な要望案件とご理解のもと、提案趣旨をご理解され、ご賛同いただきますようお願い申し上げ、以上、本件の趣旨説明とさせていただきます。

寺井強議長 説明を終わります。

(質 疑)

寺井強議長 これより、各案に対する質疑を許します。

(発言なし)

寺井強議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(委 員 会 付 託)

寺井強議長 お諮りします。

各案につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

寺井強議長 ご異議なしと認めます。よって、委員会付託は省略することに決しました。

(討 論)

寺井強議長 これより、各案に対する討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

寺井強議長 次に原案に賛成者の発言を許します。

中谷松助議員 はい、議長。

寺井強議長 2番 中谷松助君。

中谷松助議員 私は豚コレラ対策の強化を求める意見書に賛成の立場から討論を行います。豚コレラ対策の強化を求める意見書は、ワクチン接種と被害農家への全額補償をはっきりと求めている不十分さがありますが、大枠としては賛同するものでありますので賛成討論と致します。

寺井強議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

寺井強議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

寺井強議長 他にありませんか。討論を終結します。

(採 決)

寺井強議長 これより、採決します。この採決は、起立によって行います。

まず、議員提出 発議第6号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書についてを採決します。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

寺井強議長 起立全員。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

続いて、議員提出 発議第7号 豚コレラ対策の強化を求める意見書についてを採決します。本案は、原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立全員)

寺井強議長 起立全員。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

続いて、議員提出 発議第8号 教職員定数改善と教育予算拡充を求める意見書についてを採決します。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

寺井強議長 起立全員。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

寺井強議長 次に、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありましたので、これを議題とします。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

寺井強議長 ご異議なしと認めます。よって、以上のとおり決しました。

(閉 議 ・ 閉 会)

寺井強議長 以上をもちまして、今定例会の議事すべてを終了しました。

令和元年第3回志賀町議会定例会を閉会します。

(午後2時57分 閉会)

議 長 報 告

1 議長報告第23号

入札結果報告

(令和元年8月22日 8件)

(令和元年8月29日 7件)

(令和元年9月12日 6件)

2 議長報告第24号

例月出納検査の結果について

(令和元年8月26日実施)

3 議長報告第25号

委員会審査報告について

- ・総務産業建設常任委員長
- ・教育民生常任委員長
- ・予算決算常任委員長

請願審査報告書

- ・総務産業建設常任委員長
- ・教育民生常任委員会長

4 議長報告第26号

閉会中の継続調査について

5 議長報告第27号

陳情書について

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

志賀町議会議長 寺 井 強

志賀町議会議員 南 正 紀

志賀町議会議員 堂 下 健 一